

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団生け垣づくり補助金交付要綱

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住宅環境を創出し、災害による危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため生け垣づくりを行う者に対し、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生け垣」とは、樹高のほぼ均一な樹木を列状に植栽したものをいう。

2 この要綱において、「住宅用地」とは、個人が住居の用に供する建物の存する土地をいう。

3 この要綱において、「ブロック塀等」とは、既存の住宅に付属するブロック塀、石塀をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることの出来るものは、本市において住宅用地を所有し、又は、使用する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、1住宅地内に1回限りとする。

(1) 住宅用地に新たに生け垣を設置するもの。

(2) 公道に面したブロック塀等を取り壊して、当該取壊し部分の生け垣を設置するもの。

2 前項の規定にかかわらず、販売を目的とした住宅用地に生け垣を行うものは、補助の対象としない。

(交付対象基準)

第4条 補助金の対象となる生け垣は、次の各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、基準外であっても理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(1) 生け垣を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。

(2) 生け垣は、延長5メートル以上とし、かつ植栽本数はおおむね1メートル以内に2本以上であること。

(3) 生け垣として植栽する樹木の高さは、0.6メートル以上とし、かつ、幅は0.2メートル以上であること。

(4) 生け垣の種類は、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団が推奨するもので、健全な樹木であること。

推奨樹木はウバメカシ、カナメモチ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、ツゲ、ヒイラギ、マキ、カイズカイブキ(一部地域を除く)等とする。

2 補助金の対象となるブロック塀とは、前条第2号に規定するもので、その延長が5メートル以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の区分により算出した額とする。ただし、予算の範囲内とする。

区 分	補助額算定基準	限 度 額
(1)生け垣のうち公道に面した部分	延長1メートルにつき2,000円を乗じた額	1件当たり 30,000円
(2)上記以外の部分	延長1メートルにつき1,500円を乗じた額	1件当たり 30,000円 (50,000円)
(3)ブロック塀等にかえて生け垣を設置するとき	延長1メートルにつき7,000円を乗じた額を(1)に加算	1件当たり 70,000円

上記区分表における()内の金額は、岐阜市緑の基本計画(平成21年10月策定)において「緑化目標水準を定める区域」内の金額。

2 前項により算出する場合において、生け垣設置に要する費用が1メートルにつき各々の補助金算定基準額の額に満たない時はその額は実費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は理事長が別に定める生け垣づくり奨励補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更を生じた場合には生け垣づくり奨励補助金変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたものに対して生け垣づくり奨励補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前条第2項による生け垣づくり奨励補助金変更承認申請書を受理し、これを適正認めた場合は、生け垣づくり奨励補助金変更申請書(様式第4号)により通知する。

(完成届)

第8条 前条の規定による交付内定通知を受けたものは、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に生け垣づくり完成届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(現地の確認)

第9条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、生け垣づくり奨励補助金交付決定現地調査報告書(様式第6号)に基づき工事完了確認を行うものとする。

(補助金の交付決定、交付及び通知)

第10条 理事長は、前条の規定による現地確認後、適正と認めたものに対して、交付決定(様式第7号)をし、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年5月28日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。